

三木市記者発表資料 (令和5年6月27日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 経営管理課	課長 田中栄一 (内線 3224)	公共施設マネ ジメント係	0794-82-2000 (内線 2458)

タイトル
行政サービスに必要な原価（コスト）を「見える化」 公共施設の使用料などを見直し
内 容
<p>本市にはこれまで使用料・手数料の料金設定についての統一的な基準がなく、また、定期的に見直しを行う仕組みが構築されていないことから、一部を除き、20年以上の長きにわたり、料金を据え置いてきました。</p> <p>そこで、このたび市の公共施設の利用や諸証明等の発行などの行政サービスの提供に必要な原価（コスト）を明らかにした上で、市民の皆様にご負担いただく料金の改定（案）を作成しました。</p> <p>この料金改定（案）は本年9月市議会に提案し、可決されれば令和6年4月から適用する予定です。</p> <p>併せて、施設の利用者団体のほか、地域住民の皆様への周知を事前に図るため、各地区公民館を中心に、全11の会場で料金改定（案）に係る説明会を開催します。</p>
1 料金改定（案） 別紙「使用料・手数料の見直し検討結果報告書」のとおり
2 改定内容（予定）
(1) 使用料：公民館等の貸室の使用料を、原則として1.5倍に引き上げ
(2) 手数料：市税等の督促手数料を、督促状1通につき80円から100円に引き上げ
3 説明会の日程 別紙「使用料・手数料の見直しに係る説明会日程」のとおり
セールスポイント
<ul style="list-style-type: none">このたびの料金改定は、市民の皆様にご負担いただくため、説明会の開催などにより十分に周知を図ります。料金改定による激変緩和措置として、改定後の料金は現行料金の1.5倍を上限とするとともに、近隣自治体との均衡も図っています。見直しは料金のみで、料金の減免（減額又は免除）の取扱いは、このたびは見直しません。